

意見書案第1号

学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成31年3月19日

逗子市議会議長 高野 毅 殿

逗子市議会議員 橋爪 明子 

同 飯山 圭一 

同 加藤 秀子 

同 根本 祥子 

(別紙)

## 学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書

平成27年より子ども・子育て支援新制度が本格施行され、児童福祉法により従うべき基準として、放課後児童クラブには放課後児童支援員の複数配置が定められ、その内容が厚生労働省令で示されている。また、学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者である放課後児童支援員の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、規制緩和を求める提案が国に提出されている。

仮に、現在より低い配置基準になった場合、子供の安全を守ることができず、遊びや活動の制限をせざるを得ない等、学童保育での生活が保障できなくなるおそれがあり、学童保育指導員の質の確保と処遇の改善を講じる必要がある。

よって逗子市議会は国に対し、学童保育指導員の資格と配置基準を堅持するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

逗子市議会